平成２３年（フ）第２９号
沖縄県うるま市字昆布1275番地　ニューコートニー508
債務者　福田　順子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５１号
沖縄県宜野湾市字愛知152番地　コーポタワタ303号
債務者　武内　　睦（旧姓天久）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４９１号
北海道旭川市７条通５丁目2476番地　第一ニッケンハイツ203
債務者　谷本美都理
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６０号
北海道旭川市豊岡９条２丁目１番５号　壱番舘106号室
債務者　五十嵐幸男
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１号
北海道旭川市豊岡９条２丁目１番５号　壱番舘106号室
債務者　五十嵐淳子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４号
北海道旭川市豊岡４条８丁目７番５号
債務者　平山　順子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７１号
北海道旭川市宮下通16丁目808番地の１　グレース宮下405号
債務者　谷口カヨ子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８号
北海道旭川市川端町３条４丁目１番11号
債務者　宮野さとみ
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８２号
北海道旭川市錦町11丁目2958番地の11　Ｆｓ’ｄ－ｒｅａｍＤ号室
債務者　高坂　朋美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８３号
北海道旭川市永山２条23丁目２番10号　ハイグレードハイツ２Ｅ
債務者　炭本　　永（旧姓竹部）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８４号
北海道旭川市豊岡５条２丁目10番９号　ＡＣＴ02　102号
債務者　今野　正美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８８号
北海道上川郡東神楽町北２条東２丁目２番２－403号
債務者　松田　一夫
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８９号
北海道上川郡東神楽町北２条東２丁目２番２－403号
債務者　松田久美子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９１号
北海道旭川市旭町２条13丁目98番地の185　サーム旭町弐番舘403号室
債務者　三野宮朋美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部